海老名市地域づくり事業交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、住民相互のコミュニティの醸成を図るとともに、地域の特色を活かした魅力ある地域づくりを推進する事業の実施に対し、交付金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和 58 年規則第 12 号）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、自治会とは町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

（交付対象）

第３条　交付対象団体は、海老名市自治会連絡協議会が認める自治会又は市長が認める団体とする。

（交付対象事業）

第４条　市長は、次に掲げる事業を実施する自治会等に対し、交付金を交付するものとする。

（１）防犯・防災対策事業

（２）地域福祉事業

（３）地域交流事業

（４）備品整備事業

（５）その他市長が必要と認める事業

２　この交付金を交付された自治会等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業に交付金を充当してはならない。

（１）営利を目的とする場合

（２）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを目的とした場合

（３）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とした場合

（４）前各号に定めるもののほか、市長が不適切と認める場合

（５）他の補助制度（海老名市にぎわい振興事業補助金を除く。）と重複する場合

（交付金額）

第５条　交付金の額は、別表に定める方法により算出して得た額とする。

（交付申請）

第６条　この要綱による交付金を受けようとする自治会等は、海老名市地域づくり事業交付金交付申請書（第１号様式）により関係資料を添付して、市長に提出するものとする。

（審査等）

第７条　市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、審査をし、適当と認めたときは、交付金の交付を決定するものとする。

２　市長は、前項の交付金の交付決定について、必要に応じて関係機関の意見を聴取することができる。

（交付金の交付決定）

第８条　市長は、前条の交付金の交付を決定したときは、交付すべき交付金の額を決定し、海老名市地域づくり事業交付金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付金の請求）

第９条　前条に規定する交付決定をした場合は、地域づくり事業交付請求書（第３号様式）により市長に請求できるものとする。

（交付金の支払い）

第１０条　市長は、前条に規定する請求があった場合は、速やかに当該決定を受けた申請者に対して交付金の支払いを行うものとする。

（事業の変更又は中止）

第１１条　交付金の交付を受けた者は、当該事業を変更又は中止するときは、速やかに海老名市地域づくり事業交付金交付変更・中止申請書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは海老名市地域づくり事業交付金交付変更・中止決定通知書（第５号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第１２条　交付金の交付を受けた者が、対象事業を完了したときは、速やかに海老名市地域づくり事業交付金実績報告書（第６号様式）及び必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

第１３条　市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、審査をし、交付すべき交付金の額を確定し、海老名市地域づくり事業交付金確定通知書（第７号様式）を通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により確定した金額が、既に交付した交付金の額を下回るときは、自治会等に対して返還を命じるものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第１４条　市長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（１）偽りその他の不正な手段により交付金の交付を受けたとき

（２）交付金の交付決定の内容又は交付条件に違反したとき

（３）交付金を他の用途に使用したとき

（４）他の補助対象（海老名市にぎわい振興事業補助金を除く。）と重複して充当したとき

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

《平成 30 年４月１日・制定》

《令和３年４月１日・一部改正》

《令和４年７月１日・一部改正》

《令和５年４月１日　一部改正》

別表（第５条関係）

対　象	交付金の算定基準
自治会	交付金額は、次の１の額と２の額とを比較して少ない方の額とする。 １　次の（１）と（２）の合計金額 （１）　均等割額 予算の範囲内で市長が定めた額とする。 （２）　世帯割額 予算の範囲内で市長が定めた額とする。 ２　交付対象事業に要する合計金額

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

海　老　名　市　長　　殿

自治会名

住　　所

代表者名

海老名市地域づくり事業交付金交付申請書

海老名市地域づくり事業交付金の交付を受けたいので、海老名市地域づくり事業交付金交付要綱第６条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　事業の実施場所	地域一円
２　申請の目的及び内容	
３　事業の実施期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
４　交付金の額	円
５　添付書類	事業計画書、収支予算書
６　備考	

地域づくり事業交付金事業計画書兼収支予算書

1　歳入内訳

内　訳	予算額（円）
交付金	
自治会負担	
その他（　　）	
合　　計	

2　事業・歳出内訳

事業名		
事業内訳	事業の概要	予算額（円）
合　　計		

第２号様式（第８条関係）

年　　月　　日

殿

海老名市長

海老名市地域づくり事業交付金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった海老名市地域づくり事業交付金の交付については、海老名市地域づくり事業交付金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付金額　　金　　円

２　交付条件

（1）　事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。

（2）　事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。

（3）　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業等の遂行が困難な場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

（4）　この交付金を他の用途に使用し、その他交付対象事業に関して、交付金の交付の決定内容もしくは、交付条件その他法令又はこれに基づく市長の指示又は命令に違反したときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（5）　他の交付対象と重複して充当しないこと。

第３号様式（第９条関係）

年　　月　　日

海　老　名　市　長　　殿

自治会名

住　　所

代表者名

海老名市地域づくり事業交付金交付請求書

地域づくり事業交付金について、海老名市地域づくり事業交付金交付要綱第９条の規定により、次のとおり請求します。

請求額							円

振込先

金融機関名			支店名					
口座番号	普通・当座							
フリガナ								
口座名義人								

第４号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

海　老　名　市　長　　殿

自治会名

住　　所

代表者名

海老名市地域づくり事業交付金交付（変更・中止）申請書

年　　月　　日付けで交付決定を受けた、海老名市地域づくり事業について、下記のとおり事業の内容を（変更・中止）したいので、海老名市地域づくり事業交付金交付要綱第１１条第１項の規定により、必要書類を添えて申請します。

１　変更内容

２　変更の理由

３　添付書類

地域づくり事業交付金事業計画書兼収支予算書（変更）

1　歳入内訳

内　訳	予算額（円）	変更額（円）
交付金		
自治会負担		
その他（　　）		
合　　計		

2　事業・歳出内訳

事業名			
事業内訳	事業の概要	予算額（円）	変更額（円）
合　　計			

第５号様式（第１１条関係）

年　月　　日

殿

海老名市長

海老名市地域づくり事業交付金交付（変更・中止）決定通知書

　　年　　月　　日付けで変更・中止申請のあった海老名市地域づくり事業について、次のとおり（変更・中止）決定したので、海老名市地域づくり事業交付金交付要綱第１１条第２項の規定により、通知します。

１　交付金額

　　既交付決定額　　金　　円

　　変更交付決定額　金　　円

２　変更内容

３　交付条件等

（1）　事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

（2）　事業が予定の期間内に完了しない場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

（3）　この交付金を他の用途に使用したとき又は交付金の交付決定の内容若しくは交付条件、法令若しくはこれに基づく市長の指示若しくは命令に違反したときは、この交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付金の返還を命ずることがある。

第６号様式（第１２条関係）

年　　月　　日

海　老　名　市　長　　殿

自治会名

住　　所

代表者名

海老名市地域づくり事業交付金実績報告書

年　　月　　日付けで地域づくり事業交付金の交付決定を受けた事業が完了したので、海老名市地域づくり事業交付金交付要綱第１２条の規定に基づき、必要書類を添えて報告します。

１　事業の実施場所	地域一円
２　申請の目的及び内容	
３　実施期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
４　交付金の額	円
５　事業費	円
６　活動内容	別紙のとおり
７　添付書類	事業報告書兼収支決算書、領収書
８　備考	

地域づくり事業交付金事業報告書兼収支決算書

1　歳入内訳

内　訳	予算額（円）	決算額（円）
交付金		
自治会負担		
その他（　　）		
合　　計		

2　事業・歳出内訳

事業名			
事業内訳	事業の概要	予算額（円）	決算額（円）
合　　計			

第７号様式（第１３条関係）

年　　月　　日

殿

海老名市長

海老名市地域づくり事業交付金確定通知書

標記の交付金について、海老名市地域づくり事業交付金交付要綱第１３条の規定に基づき、次のとおり交付すべき額の確定を行ったので通知します。

１　事　　業　　名

２　対 象 事 業 費　　金　　円

３　交 付 決 定 額　　金　　円

４　交 付 確 定 額　　金　　円

５　差　　引　　額　　金　　円